

在宅生活を支えるほくせつ医療生協

高齢社会が進行する今日、在宅生活を支える事業活動が求められています。ほくせつ医療生協は豊中診療所、3つの介護事業所を中心に多彩な組合員活動で患者・利用者さんの在宅生活を支えています。

豊中診療所

通院困難な方を対象に定期的に医師が訪問診療を実施しています(急な往診はしておりません)。

24時間連絡を取れる体制を確保し西淀病院などとも連携しながらトータルで患者さんの在宅療養のお手伝いをさせていただきます。訪問看護も実施しています。

ケアプランセンター

ケアマネージャーが中塚先生をはじめ地域の先生方と介護サービスとの連携をはかり、利用者様・ご家族様の在宅生活を支えます。介護・在宅生活の相談窓口です。

デイケアセンター(通所リハビリ)

主に通いで生活リハビリに重点をおいています。利用開始時には作業療法士が安全・快適に在宅生活を送れるよう、必要な運動機能や動作を獲得・維持していただけるように個別リハを中心にプログラムを提供しています。

ヘルパーステーション(訪問介護)

毎日の生活をなるべく自宅でその人らしく過ごしたい、そんな利用者様・ご家族を生活支援・身体介護で力強くサポートします。ちょっとした声掛けを重ね少しの変化に気づくよう、コミュニケーションを大切にしています。

在宅生活を支える医療生協の事業活動 ●Aさんの場合 支えあいの会 増田博子

Aさんは慢性疾患と認知症を抱えながら在宅生活を続けています。不安のなかで生活していた頃、支援の要である担当のケアマネージャーを中心に診療所・訪問看護師、ヘルパーステーション、支えあいの会、Aさんが住まいの地域の支部とともにAさんのために出来る事を話し合いました。

訪問看護師は主治医の中塚医師の指示に基づき、一人暮らしのAさんの体調管理を担い、症状変化などの情報をヘルパーステーションに伝え、生活支援の在り方も掃除や洗濯だけでなく、入浴介助や病院への送り出しなど適切に対応しています。慢性疾患が悪化する前はデイケアに通い、リハビリを受けていました。

地域の支部もAさんへの挨拶からはじめ、コーヒー好きのAさんが寛げる場としてカフェ班会を開ききっかけとなり、ハイキングやさまざまな組合員活動でつながりを作りました。支えあいの会は介護保険が使えない生活支援や通院同行を行っています。

事業と組合員活動の融合が医療生協ならではの取り組みである、とAさんのにこやかな笑顔を見て実感することができます。



生活保護基準引下げは違憲 生活保護申請は国民の権利

2月22日に大阪地裁は生活保護費の基準引き下げは違憲であるという判決を下しました。1960年に、生活保護基準は憲法の25条「健康で文化的な最低限の生活権」を下回るという朝日訴訟の勝訴以来のことです。

「うれしくて涙が止まらない」「苦しい実態を分かってもらえた」。原告の感激の声です。2013年～15年にかけて、当時の安倍政権が引下げを強行したことに対して、全国で1千名、大阪で42名の方が、国と自治体を訴えてきました。

国が引下げの根拠にした「保護利用者が支払ったとする物価指数」は「統計との関連の合理性や専門的な知見との整合性を欠く」ので保護基準の引下げを取り消すというものです。

国は物価最高値の2008年と最低値の2011年を比較し、その期間に大幅に値下がりしたTV、ビデオ、パソコンなどを購入したという恣意的な計算をして保護基準を下げていました。

いろんな嫌がらせにも負けずに訴え続けた勇気がむくわれたのです。

生活保護は権利です

2020年6月15日参院決算委員会で日本共産党田村議員が「生活保護はあなたの権利です。と、この場で呼びかけてほしい」と迫ると、安倍首相は「文化的な生活を送る権利があるので、ためらわずに申請してほしい」と答弁しました。また厚労省ホームページでも異例の申請呼びかけをしています。



NHKニュースより